

「防災編」防災に役立つアプリを体験しよう!

スマートフォン（スマホ）の購入を考えている人や、スマホを持っているけれども使い方が分からず活用できない人を対象に、初心者向けの講座を実施します。

災害時のもしもの備えに、天気予報・防災情報を収集するアプリを体験します。



- 対象者 次に当てはまる60歳以上の人
 - ◇スマホの使い方が分からない
 - ◇スマホを購入するかもしれない など
- ※講座では、貸し出したスマートフォンを使用します。
- 日時 2月27日(木) 午前10時～11時半
- 場所 高齢者生きがい創造センター（筒井）
- 内容 スマホの基本的な使い方
- 定員 20人（先着順）
- 申込方法 ◇電話◇窓口
- 申込期間 1月15日(水)～29日(水)
- 申し込みと問い合わせ先
すこやか長寿課長寿支援担当

☎(580)1859

ホットな

消費者 ニュース

264号



鍵のトラブルに注意!

相談事例

自宅の鍵を紛失したことに気づき、インターネットで検索したところ「980円」と書いてあったため、安いと思い業者に連絡した。自宅に来た作業員から「特殊な鍵だから12万円」と高額を請求された。頼まないで家に入れない。支払わなければならぬか。

アドバイス

◆「〇〇円」などのインターネット上の広告の安価な金額表示をうのみにしないようにしましょう。

◆必要な作業は一樣ではなく、時間帯や現場の状況では、インターネット広告に記載された料金で依頼できるとは限りません。

◆出張料やキャンセルした場合の金額も確認をしましょう。

◆請求額に納得できない場合は、後日納得した金額で支払う意思があることを示し、その場での支払いは断りましょう。

◆支払ってしまった後でも、次のような場合は、特定商取引法の訪問販売によるクーリング・オフなどが適用できる可能性があります。

・見積りのために呼んだ事業者と
その場で契約をした
・広告などの表示額と実際の請求額が大きく異なる

◆事業者とトラブルになった場合は、受け取った書面や契約の経緯などを整理して、消費生活センターに相談してください。

●市消費生活相談（予約不要）
平日 午前9時半～正午
午後1時～4時半
市消費生活センター（市役所新館4階） ☎(580)1968

●消費者庁消費者ホットライン
土・日曜日、祝日
午前10時～午後4時
☎1888(局番なし)

●問い合わせ先
生活安全課
☎(580)1897